資料4－2

検討にあたっての不正取得等の行為のイメージ（第７回小委員会版）

※管理侵害とは、詐欺等に相当する行為(詐欺・暴行・強迫)、又は、
データ提供事業者の管理を害する行為(不正アクセス・建造物侵入等)。
※正当な目的で行われる管理侵害行為は、それが妨げられないよう留意する。

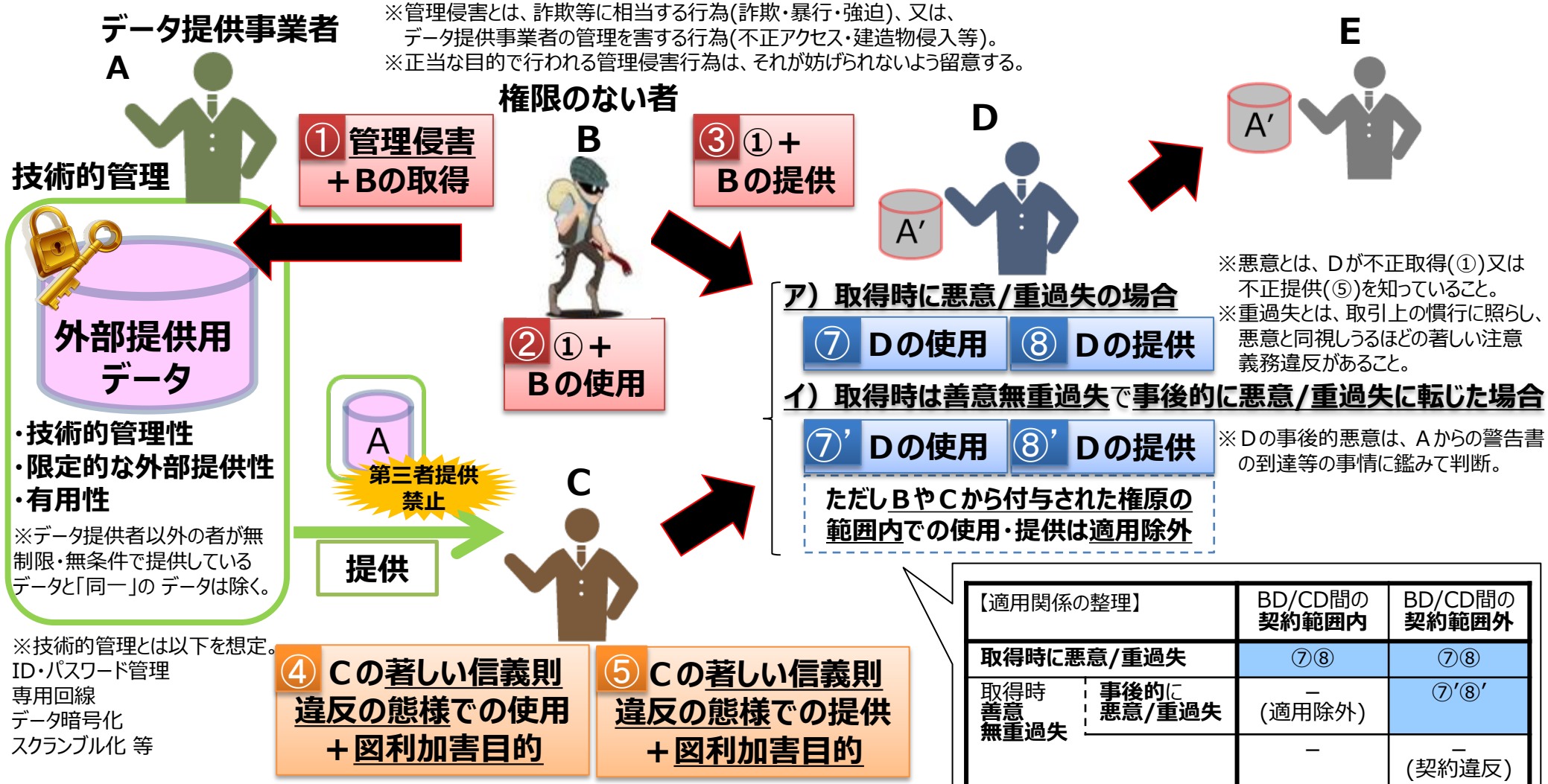

【適用関係の整理】	BD/CD間の契約範囲内	BD/CD間の契約範囲外
取得時に悪意/重過失	⑦⑧	⑦⑧
取得時善意無重過失 事後的に悪意/重過失	－(適用除外)	⑦′⑧′
取得時善意無重過失	－	－(契約違反)

※図利加害目的とは、**契約違反等自らに権限がないことを知りながら、不正の利益を得る目的又はその保有者に損害を加える目的**であり、
公序良俗に反する態様で金銭・名誉・満足等を得る目的、Aに有形無形の不当な損害を加える目的をいう。
【該当例】・Aのための分析業務の範囲内での使用に限られていながら、明らかに契約違反だと認識して新製品開発に使用して利益を得る場合。
・第三者提供禁止を認識しながら、金銭を得る目的で、データブローカーDにデータを有料で提供する場合。
【非該当例】・A C間で契約範囲に争いがあり、Cの使用行為は範囲内だと考えていた場合。
・契約範囲を知らない社員が過失で第三者に提供した場合。